

## ◎落札後のお手続きの流れ

### ○落札決定の通知

開札後、落札者（最高価入札者）となった方へメールを送信し、今後のお手続きなどについてお知らせします。

このメールは開札日に送信します。入札された ID でログインした物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、メールが届かない場合には下記連絡先にお問い合わせください

#### ・連絡先

那珂市総務部管財課住宅・公共施設グループ

電話 029-298-1111

内線 343

### ○必要書類の提出

落札後に提出していただく書類は下記のとおりです。必要書類は郵送（郵送料は落札者の負担）もしくは直接那珂市へ持参してください。

なお、契約締結期限は決まっており、KSI 官公庁オークションホームページ上および市ホームページにおいて公表しております。期限までに契約書及び必要書類を提出してください。

#### <物品（自動車）の場合>

##### ・公有財産（自動車）売買契約書 2部

落札決定後に那珂市から送付します。

住所、氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を記入し、押印（印鑑登録証明印）してください。

##### ・印鑑登録証明書 1部

住所地の市区町村役場で交付するもの。

法人の場合は法務局が交付する印鑑証明書とする。

交付後三ヶ月以内のものに限ります。

##### ・所有権移転請求書 1部

落札者に対して、市からメール等により送付いたします。

必要事項を記入し、押印（印鑑登録証明印）のうえ送付してください。

#### <不動産の場合>

##### ・土地売買契約書 2部

落札決定後に那珂市から送付します。

住所、氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を記入し、押印（印鑑登録証明印）してください。

印紙代は落札者負担となります。

・印鑑登録証明書 1部

住所地の市区町村役場で交付するもの。

法人の場合は法務局が交付する印鑑証明書とする。

交付後三ヶ月以内のものに限ります。

・所有権移転請求書 1部

落札者に対して、市からメール等により送付いたします。

必要事項を記入し、押印（印鑑登録証明印）のうえ送付してください。

○入札保証金の契約保証金への充当

申し込み時に納付していただいた入札保証金は、那珂市インターネット公有財産売却ガイドラインの規定に基づき契約保証金に全額充当します。

○契約保証金の売買代金への充当

契約保証金は、公有財産売買契約書第 5 条の規定に基づき売買代金の一部として充当します。

○売買代金の納付

納付する売買代金は落札額から契約保証金を差し引いた金額になります。

売買代金は、売買代金納付期限までに売買代金の全額を那珂市が確認できることが必要です。なお、売買代金納付期限は決まっており、KSI 官公庁オークションホームページおよび市ホームページにおいて公表しています。

売買代金は、銀行振込で納付していただきます。手数料は落札者負担となります。

売買代金納付期限までに那珂市が売買代金の納付を確認できない場合、落札者はその物件を買い受けることが出来なくなり、契約保証金（入札保証金）は那珂市に帰属します。

○所有権移転について

<物品（自動車）の場合>

売買代金納付期限までに売買代金の納付が確認できた場合、所有権移転請求書に基づき移転登録に係る必要書類である譲渡証明書を送付します。

- ・輸送時に仮ナンバー等が必要となる場合には、買受人が仮ナンバーを用意してください

い。

- ・名義変更・登録・輸送等の手続き及び費用負担は買受人において行ってください。
- ・一時抹消登録は那珂市において行います。
- ・新規登録完了後、新しい車検証の写しを契約書中に記載する提出期限までに那珂市へ提出してください。

#### <不動産の場合>

売買代金納付期限までに売買代金の納付が確認できた場合、所有権移転請求書に基づき所有権移転手続き等に係る必要書類をお送りします。詳細は落札された方へご連絡します。

所有権移転登記に掛かる登録免許税等費用は落札者負担となります。

#### ○代理人による手続きを行う場合

入札後の手続きを委任して行う場合には、委任状（入札後の事務委任）と代理人となる方の印鑑登録証明書が必要となります。

書類の提出がない場合には、契約の締結や権利移転を行うことができません。

法人であって、従業員の方が手続きをされる場合にも委任状を提出してください。